

諮問庁：日本年金機構

諮問日：平成26年10月10日（平成26年（独個）諮問第59号）

答申日：平成28年6月27日（平成28年度（独個）答申第2号）

事件名：本人の国民年金手帳と被保険者資格の認定等の因果関係等が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報のうち不開示とされた保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、日本年金機構（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成26年4月17日付け年機構発第19号により行った一部不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

年金受給者と年金記録、資格認定、認可保有は団体である。行政機関、国が資格認定、認可している。

和歌山事務センター。年金事務所。（総務省）和歌山行政評価事務所。近畿管区行政評価局（第三者委員会）各機関は日本年金機構に於いて、開示（説明）の施行、実施主張している。年金記録を管轄している日本年金機構はその責務を果たすべきであります。

- ・ 保有個人情報（2）項記載の「不開示とした部分」決定を取消し
- ・ 不開示決定された（2）項文書の開示を求める。

（2）意見書

この度の保有個人情報「不開示とした部分」決定を取り消し、開示対象文書の開示を求める異議申立てを行った理由について

開示対象事項に係る記録は、私自身の年金記録実相が大きく変質

正当な年金受給権を奪取されている。異議申立て事項の開示の求めは、その訂正に直結する最重要事項であります。私が社会保険事務所に問題提起して16年（平成10年10月以降）経過してきましたが、申立て人の年金記録は「本人の申出、届出、申請、は本人の行為による記録」と決定付けられその見解の範囲は変わることなく今日に至ってきました。

日本年金機構においてはこの度の不開示の異議申立てしない様言われました。

諮問庁結論では「不服申立ては棄却すべき」この対応がすべてです

この度の異議申立てに及ぶ「理由」を理解して戴く意味で16年間の経緯を説明します。

（入社）昭和29年6月～昭和39年12月（退社）期間、特定会社特定工場に在職、厚生年金保険被保険者。

平成10年10月満60歳、厚生年金受給年齢到達しましたが、その厚生年金が支給されないことが判明。

在職当時、手渡しされる給料袋の明細書を見て、昇給すれば厚生年金、健康保険、保険の控除も高くなる。

保険についての知識は、当時この程度でした。しかし保険は自分自身のためのもの。労働者の当然の義務との思いは強く理解できていた。

受給年齢到達すれば必然的に年金は受給できるものだと確信してきました。

受給についての疑問など考えも及ばなかった。

受給できない理由は何か。社会保険事務所へは、なぜ、どうして、と何度も理由を求めに行きました。

- ・在職していた記録はない。
- ・在職はあんたの思い違い

説明の余地はなかった。取り上げてもらえなかった。

平成19年に至り年金記録問題が社会的に表面化した中で、記録を探してほしい出てくるはず、と求め続けました。

平成19年6月4日（付）提出の「厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書」用紙が届き「鉛筆で丸印をした所に記入」と記入指定用紙が届きました。

やっと在職記録を探してもらえるに至ったと用紙提出に行きました。しかし用紙を前に、「この用紙受け付けできない」強く拒否されました。「探しても記録は無い」「記録が無いから回答できない」理由だった。

この用紙は当事務局から提出を受けたものだと主張の末「置いていけ」だった。

平成19年7月31日（付）保険事務所から「厚生年金の期間照会について（回答）」1枚の用紙が届いた。

「照会のありました期間については下記のとおり調査確認しましたので回答します。なお、この被保険者期間はあなたの基礎年金番号の登録処理を行いましたことをお知らせします」「連絡事項」「昭和29年6月10日から昭和40年1月11日までの期間は脱退手当金を受けているため年金額の計算には算入されません」。

（回答）は基礎年金番号の登録処理の知らせだった。

「記録は何もない。」「あなたには気の毒と思うけど、これがこんなに（脱退）と言っている。」

私には見えないパソコン画面をペンで叩く振り、「昔のことであなた忘れるのも無理ないわな」

「脱退手当金」説明の求めは限界だと思いました。

当時、年金記録確認第三者委員会が発足されたことを知り、記録確認のお願いをしたい旨、申立て受け付け窓口である保険事務所に申し出ました。

然し、「あなたは受け付けできない。第三者委員会申出は私がここできめている。あなたは申立てできません。」拒否、己むを得ず、弁護士の先生に相談、代理人をお願いして、提出するに至りました。

行政が保有する記録、資格、期間は実録ではないと、3回に及び申立してきました。

申立てに基づく行政の記録が正当か、適格か、申し立て内容の相違の真因は何か、問題提起してきました、然し、脱退手当金を主とする行政保有の年金記録全てが実録保持者の申立人のものとする見解は変わることなく、申立人自身の申出、届出、申請による申立人本人が「発生」させた記録であると「結論」している。

国民年金保険資格取得について

特定市 国民年金被保険者記録連絡票（平成19年6月27日）現在
昭和35年10月1日 国民年金被保険者資格取得日

日本年金機構 「これまでの年金加入記録」平成22年3月23日作成
昭和36年4月1日国民年金被保険者資格取得日

国民年金法において、被保険者としなない者として、被用者（厚生年金）被保険者を定めている。

双方の資格取得日は（在職中）にも拘わらず、年金履歴最初の国民年金被保険者登録されている。

被保険者台帳（公的）登録することは、被保険者国民年金手帳、記号番号払出しなければ登録できない。20歳以上であるか、被用者年金加入被保険者ではないが。在職確認 住民基本台帳登録している個人情報による適用確認なければ取得させられない。

被保険者（個人情報）住所、氏名、生年月日、無くては手帳記号番号

払出の行為は成り立たない。

昭和35年10月1日取得日登録は当然国民年金手帳発行

被保険者記号番号払出確定していることになり得る。国民年金被保険者資格取得履歴の原点

登録時の記録現存していなければ、被保険者資格取得は虚偽登録になりうる。

年金手帳は保管していた。特定市は証言している。特定市国民年金被保険者票には「手帳保管」の標示印がある。

国民年金手帳記号番号払出時（昭和35年10月，若しくは昭和36年4月）の登録住所。氏名。生年月日。これらの開示は年金機構の責務であります。

特定市は国民年金資格取得について。

「国民年金加入手続きの際，厚生年金被保険者証などの標示や申出がない場合，厚生年金加入確認することが難しい状況であり，厚生年金加入期間と重複していることに気づかず国民年金保険資格取得日 昭和35年10月1日国民年金被保険者資格の適用事務開始に遡らせたケースと考えられる」昭和35年10月取得日登録事実を封印

取得日変更（昭和40年1月11日）を元にした見解である。

昭和35年10月1日在職中，厚生年金被保険者自身が「国民年金加入する」は有り得ず論外である。

更に，特殊年金手帳発行日（昭和40年3月23日）資格取得日とするならば，昭和35年10月1日（現在）無職でした，と国民年金加入期間を遡り資格取得と申出するなどこれも論外。

国民年金被保険者資格取得は，（行政）第三者の意図的行為の記録作成であると考えます。

その根拠は，該当しない特種制度や資格の導入，適用を第三者に記録を付ける無意味な行為はしない

特定市の口実は通用しない。退職後，自身が国民年金加入。申出，届出，手続きしていません。

加入手続き関係なく，退職後昭和35年10月1日国民年金被保険者記録継続，年金記号番号（未納）記録保持被保険者特殊資格被保険者継続浮上させた記録になっている。私が在職する限り（未納）期間を継続させていたと考える。

在職期間中の国民年金保険料未納（ミ）記号

昭和36年4月から退職までの国民年金保険料未納（ミ）記号は在職中の国民年金保険被保険者を証明するものである。

「未納」とは「申請免除未納」のこと「申免未納」の保険用語があった。（ミ）記号で記録していた時期があった。（保険事務所職員証言）

保険に加入させた者が、保険料未納なら未納通知は行政の義務、通知があれば記録の違法がすぐわかる。通知できない記録である。

未納（ミ）記録の特定市の見解

- ・昭和35年10月1日被保険者適用について、保険料は未納にしていた。
- ・被保険者資格取得させていても、還付に対象する納付はさせていない。
- ・被保険者資格取得させていても、未納だから、本人には実損はさせていない。

（平成21年7月8日）特定市保険年金課係長

国民年金手帳資格と未納（ミ）関連は大である。未納期間適用は特種資格適用するためのものである。

更に、年金給付に係る昭和36年4月～昭和39年12月国民年金加入月数合計（368）は国民年金被保険者未納期間を合算した数、昭和36年4月～昭和39年12月国民年金被保険者扱い期間であることを（国）の記録が実証している。しかし、年金加入期間には未納期間を除外する。

国民年金期間として未納期間を入れているが「年金加入期間合計には算入しない」「からくり未納期間」である。

昭和36年4月から昭和39年12月国民年金未納期間の厚生年金は昭和36年4月すでに資格が喪失させている状況である。

ならば、厚生年金の被保険者「月別報酬記録」の提出が不可欠である。（特殊）「国民年金手帳」について（1）

年金手帳に年金印紙、検認印、手帳台紙による保険料納付記録としていた。

昭和36年4月から（準備期間発行も同一）初回発行国民年金手帳。一般被保険者は全国统一されていた。男女同一、手帳の色は水色だった。

水色年金手帳、昭和36年度から昭和40年度まで納付年度の印字している。年度手書きで昭和41年度も使用できる仕様にできている。

印字している年度（5年間）年度途中で保険に加入した場合、加入年度の納付台紙に印紙貼る余白がある場合、発行される年金手帳は同一手帳となり変わらない。

手帳の損傷や紛失で再発行した場合、手帳表紙に（再）の丸印、一目でそれと判別できる。

昭和36年（初回）発行手帳には、住所記載箇所（都道府県）（郡市区）（町村）（番地）印字している。

住所変更した場合、同一箇所の印字している。

手帳発行県名（和歌山県）印字されている。

初回発行国民年金手帳には、これらの印字を統一作成されている。

年金手帳の発行は、国の法制順守し行政管理に於いてのみ発行可能である。

それが、規定を外れ「特殊」な手帳が発行されている。

発行されていた年金手帳、一目瞭然、「特殊な」手帳である。

色別、区別、印字削除、昭和36年度から記号番号、氏名、生年月日記入する。

国民年金印字、検認台紙が切り取っているため、記録の内容がわからない。

昭和36年度～40年度（5年間）納付年度の印字はあるが、手帳の色が相違している。

住所記載事項印字除外している。変更後住所事項も除外している。

手帳発行県名（和歌山県）印字ではなくスタンプである。

スタンプ印を駆使すればどこの県名をも設定できる仕組みにできている。

第2回更新手帳（黄土色）更新手帳に似せている。

しかし、納付年度の印字違う。納付年度の印字がないからこの手帳による昭和42年度からの手帳の使用はできない。

最終台紙に昭和41年4月から昭和42年3月までは保険料免除処分するスタンプ印

その後も免除記録になっている。免除記録を知ったのは、平成19年6月27日（作成）の特定市国民年金被保険者記録連絡票で初めて知った。更新手帳無用の構図にできている。

納めた保険料、免除記録になっている。

手帳の正体は何か。行政機関は説明しない。

（特殊）「国民年金手帳」について（2）

発行日昭和40年3月23日国民年金手帳は昭和35年10月発行したものとなりうる。

昭和40年3月9日当該手帳の一部を改正されている。

昭和40年3月は初回発行（5年間）経過第2回更新手帳時期の改正となる。

私に発行した手帳、退職時期に合致させた昭和40年3月23日発行日としている。

昭和36年度（納付年度印字）から昭和40年度（納付年度印字）の手帳が昭和40年3月23日発行では、手帳による納付はできず、退職に符合させるための「発行日」である。

第2回目、更新手帳を兼ね備えたものとしている。「手帳保管」の記録があり、当該以外に国民年金手帳の交付はされていません。

当該手帳は、何時、どのように、誰が、浮上させたのか、私には謎と

しか言えない。

それは、国民年金加入の申出、届出、手続きの行動していないからです。

自身の行為には記憶は残るものである。どの様な経路をへて、この一冊の国民年金手帳が私の手元に実存するに至ったかはまったくわからない。

平成19年6月までは、手帳保持さえ気に留めることもありませんでした。

当時、手帳の押印を目にしていたとしても、判読の知力に欠け見過ごしていた。

平成19年6月以降、不可解な記録の浮上に、保持していた年金手帳を直視することによって、記録の実態が徐々に判明の切っ掛けとなりました。

しかし、手帳と知事印。手帳と資格と、承認印、これらの因果関係の決定的真相には至らず、手帳が違ふ。資格が違ふ。年金記号番号11桁は有り得ない。等々と各行政機関には提起、言及してきました。年金手帳の言及では、年金記録確認第三者委員会への申立てにおいても「委員会が説明する範囲ではない」

特定市、社会保険事務所、年金機構、総力で阻止、秘事に至ってきました。

今、ここにきて、年金記録されている核心の発覚に到達しました。

平成26年10月8日和歌山西年金事務所に於いて（国民年金課課長）の証言

「当時社会保険事務所は、当該国民年金手帳に記号番号を振って、各市町村に振り分け渡していた。特定市に渡したのは社会保険事務所である。その手帳記号番号に被保険者氏名登録したのは特定市この行為は組織で行った。社会保険事務所と特定市双方の責任である。当時の厚生省、保険庁、（現）年金機構も積年ないとは言えない」

私は、「記録は組織の行為によるものと認めたのですね」と何度も確認しました。「認めます」と回答しました。

在職中の被用者年金被保険者を目途した。国民年金被保険者「拋出」年金資格取得させたのは組織が行った意図的行為の記録である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ての経緯は次のとおりである。

平成26年3月20日付けで異議申立人が、日本年金機構本部に対し、別紙1ないし別紙6の文書に記録される保有個人情報の開示請求を行った。これに対し、日本年金機構は、以下の保有個人情報を開示決定した。

別紙文書3の一部として開示したもの

- ・被保険者照会記録（納付状況）－氏名検索－

別紙文書4の全部として開示したもの

- ・国民年金手帳記号番号払出簿
- ・制度共通被保険者記録照会回答票（職歴原簿参照）
- ・*新法*受給権者原簿記録回答票（現存・基礎）
- ・*新法*受給権者原簿記録回答票（現存・厚年）
- ・*新法*受給権者原簿記録回答票（失権・特別）
- ・受給権者給付記録回答票（給付・新法）（計17枚）

しかし、異議申立人は「年金受給者と年金記録。資格認定，認可保有は同体である。行政機関，国が資格認定，認可している。」「和歌山事務センター。年金事務所。（総務省）和歌山行政評価事務所。近畿管区行政評価局（第三者委員会）各機関は，日本年金機構に於て，開示（説明）の施行，実施主張している。」「年金記録を管轄している日本年金機構はその責務を果たすべきであります。」「○ 保有個人情報（2）項記載の「不開示とした部分」決定を取消し」「○ 不開示決定された（2）項文書の開示を求める。」として，開示決定を取り消し，本件対象保有個人情報の開示を求める異議申立てを行ったものである。

2 諮問庁としての見解

本件の論点は，不開示とした本件対象保有個人情報の存在の有無であると考えられる。

処分庁は，本件対象保有個人情報については，異議申立人より提出された「保有個人情報開示請求書」，「開示請求について 開示特定項目別記（1）」，「開示を請求する保有個人情報 別記（2）」，「別記（3）」及び「異質手帳の検証 別記（4）」により決定し，開示決定した個人情報以外については，法律，日本年金機構の規程，当時の通達及び事務取扱において作成が義務付けられているものではなく，調査においても存在が確認できなかったため不開示としたものである。

異議申立人は異議申立書で「年金受給者と年金記録。資格認定，認可保有は同体である。」「行政機関，国が資格認定，認可している。」「和歌山事務センター。年金事務所。（総務省）和歌山行政評価事務所。近畿管区行政評価局（第三者委員会）各機関は，日本年金機構に於て，開示（説明）の施行，実施主張している。」「年金記録を管轄している日本年金機構はその責務を果たすべきであります。」「○ 保有個人情報（2）項記載の「不開示とした部分」決定を取消し」「○ 不開示決定された（2）項文書の開示を求める。」と申し立てているが，これらの文書については不存在である。

なお，異議申立人は記録の開示自体を本来の目的としているのではな

く、開示請求については、異議申立人自身の国民年金記録について説明を求めることを目的として行われたものであると推測されるが、異議申立人の国民年金記録に係る説明については、和歌山西年金事務所において実施済みである。

また、異議申立人の国民年金記録に係る説明については、法に基づく開示に係る処分に対する異議申立てにより求める内容ではない。

併せて、本異議申立書の趣旨及び不開示とした文書に対する不開示理由等については、平成26年5月7日に諮問庁より異議申立人へ、いずれの文書についても法律、日本年金機構の規程、当時の通達及び事務取扱において作成が義務付けられているものではなく、調査においても存在が確認できなかったため、次のとおり説明済みであることを申し添える。

・「異質な国民年金手帳と資格認定、認可の因果関係

該当事項特定 それに係る年金記録している一切（個人情報判別できる）」

異議申立人は、自身に交付されている国民年金手帳が異質な年金手帳であると主張しているが、国民年金手帳については、年代により数度更新されている。

しかしながら、昭和49年10月21日省令第40号「年金手帳の様式を定める省令」が施行される以前の国民年金手帳の更新の時期を示す書類は作成されていないため、「異質な国民年金手帳と資格、認定の因果関係 該当事項 特定 それに係る年金記録している一切（個人情報判別できる）」が確認できる書類は作成していない。

また、異議申立人は、「異質手帳の検証 別記」において、「昭和36年4月（予備期間発行も同一）初回発行 国民年金手帳，全国統一されていた。」としているが、全国の社会保険事務所で同時期に同一様式の国民年金手帳が発行されていたことが確認できる書類は作成していない。

・「(保険庁) 昭和36年4月1日 国民年金被保険者未納「ミ」記号手帳と被保険者（未納）因果関係を示した記録の一切」

「国民年金被保険者未納「ミ」記号」については、特定市で管理していた「国民年金被保険者記録連絡票」において、国民年金保険料が未納である月について、記号の「ミ」として年金記録の管理を行っていたものであって、国民年金手帳と被保険者（未納）との関連はないため、因果関係を示す書類は作成していない。

・「免除認定、認可の該当事項（要件）」

昭和41年から昭和48年の免除認定、認可の該当事項（要件）については、既に該当する通知が廃止されているため、存在しない。

・「記録した個人情報判別できる手帳の因果関係を示した記録の一切」

個人情報that判別できる手帳の因果関係を示した記録は作成していない。

- ・「国民年金被保険者 記号4桁 番号6桁 記号番号10桁は基本（規定）である。11桁は有り得ない 11桁に登録している根拠は何か（現）年金機構は理由，説明は不可欠である。

手帳資格と11桁の因果関係。11桁登録に係る国民年金被保険者11桁記録の一切。」

国民年金の手帳記号番号は，記号4桁，番号6桁の10桁の数字で構成されている。

異議申立人が主張する11桁とは，特定市で発行されている国民年金保険料納付通知書兼領収書へ記載されているものであり，記号4桁，番号6桁の国民年金手帳の記号番号の末尾へ何らかの整理番号を付したものであると推測されるが，11桁に登録している根拠，手帳資格と11桁の因果関係，11桁登録に係る国民年金被保険者記録を示す書類は作成していない。

- ・「昭和36年4月1日 国民年金保険制度施行にあたり，（当時）保険庁が発行した「国民年金手帳」特質な手帳の（種類）（種別）（制度）と因果関係の一切」

保険庁が発行した「国民年金手帳」特質な手帳の（種類）（種別）（制度）と因果関係を示す書類は作成していない。

3 結論

以上のことから，本件については，日本年金機構の判断は妥当であり，本件不服申立ては棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成26年10月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年11月12日 異議申立人から意見書を収受
- ④ 平成28年6月9日 審議
- ⑤ 同月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

処分庁は，本件開示請求に対し，文書3に記録された保有個人情報の一部及び文書4に記録された保有個人情報の全部について開示し，その余の部分については，これを保有していないとして不開示とする原処分を行い，諮問庁も原処分を妥当としている。

異議申立人は原処分を取り消し，本件対象保有個人情報の開示を求め

ていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 文書1「異質な国民年金手帳と資格認定、認可の因果関係 該当事項特定 それに係る年金記録している一切（個人情報判別できる）」

国民年金手帳については、年代により数度更新されている。昭和49年10月21日厚生労働省令第40号「年金手帳の様式を定める省令」が施行される以前の国民年金手帳については、国民年金法施行規則によりその様式が定められていた。

異議申立人は、開示請求書及び意見書の中で、昭和36年（初回）発行の国民年金手帳には、住所記載欄に「都道府県」、「郡市区」、「町村」及び「番地」が印刷されており、変更後住所記載欄にも同様の印刷があるが、昭和40年3月23日発行の自分に交付された国民年金手帳には住所記載欄及び変更後住所記載欄にこれらの印刷がないことなどから、自分に交付された国民年金手帳は異質なものである旨主張している。

しかし、異議申立人に交付された昭和40年3月23日発行の国民年金手帳の様式を定めた同月9日施行の国民年金法施行規則10条に定める国民年金手帳様式によると、住所記載欄及び変更後住所記載欄においては「都道府県」、「郡市区」、「町村」及び「番地」の記載はない。このため、異議申立人に交付された国民年金手帳は当時の国民年金法施行規則10条に定める様式に沿ったものであり、異質な手帳ではない。したがって、文書1を作成、保有していない。

イ 文書2「(保険庁)昭和36年4月1日 国民年金被保険者未納「ミ」記号 手帳と被保険者(未納)因果関係を示した記録の一切」

当時、被保険者から市町村に国民年金保険料が納付された場合、市町村から社会保険事務所にその旨が報告され、社会保険事務所において被保険者ごとの納付台帳を作成していたが、未納の場合において、記号の「ミ」を使用するなどの管理は行っていなかった。

特定市において、作成、管理していた「国民年金被保険者記録連絡票」において、国民年金保険料が未納である月について、独自に「国民年金被保険者未納「ミ」記号」を付していたものと推察されるが、これらの取扱いについては処分庁として承知していない。したがって、文書2を作成、保有していない。

ウ 文書3「昭和41年から昭和48年期間の免除記録。免除認定，認可の該当事項（要件）。記録した個人情報判別できる。手帳の因果関係を示した記録の一切。」から，開示部分である「昭和41年から昭和48年期間の免除記録。」を除いた部分

(ア) 国民年金保険料については，生活保護受給者，障害基礎年金受給者等に係る免除（国民年金法89条）及び一定の所得以下の者等に対する免除（同法90条1項，90条の2第1項から3項まで等）が定められている。

昭和41年から昭和48年までの期間は，公的年金の事務が国からの機関委任事務として行われていた時期であり，国民年金保険料免除の認定は都道府県知事の責任において行われるものであったが，実体上，市町村の審査に依存する部分が多く，また，市町村と都道府県の機関であった社会保険事務所の協力によって円滑な処理が図られることとされていた。

異議申立人に開示された上記昭和41年から昭和48年までの期間の免除記録によると，当該期間の各月すべて「申請免除（全額）」とされていることから，一定の所得以下の者等に対する免除（「申請免除」）であったと考えられる。

(イ) 文書3前段の「免除認定，認可の該当事項（要件）」は，昭和41年から昭和48年までの期間における国民年金保険料の免除要件が分かる資料の開示を求めているものと解される。

しかし，当該期間の国民年金保険料の免除要件に関する厚生省通知等は既に廃止されており，処分庁では当該通知等を保有していない。

(ウ) 文書3後段の「記録した個人情報判別できる。手帳の因果関係を示した記録の一切」は，異議申立人が昭和41年から昭和48年までの期間において国民年金保険料の免除を受けたことの詳細が分かる資料の開示を求めているものと解される。

処分庁では，社会保険庁の文書管理規程は現在保有しておらず，当時の文書保存期間について確認することは困難であるが，日本年金機構における国民年金保険料免除申請書の保存期間が，日本年金機構文書管理細則の定めにより，3年間とされていることから，当時の保存期間もこれと大きくかい離するようなことはなかったと考えている。

このため，昭和41年から昭和48年までの期間における異議申立人に係る国民年金保険料免除の申請関係文書は，現在既にその保存期間を経過しているものと考えられる。また，異議申立人の国民年金に関係した当時の社会保険事務所の事務を引き継いで

いる年金事務所に確認したところ、当該文書を探索したがその存在は確認できず、当時の文書管理規程に沿って既に廃棄されているものと推測されるとしている。

- エ 文書5「国民年金被保険者。記号4桁、番号6桁 記号番号10桁は基本（規定）である。11桁は有り得ない。11桁に登録している根拠は何か。（現）年金機構は理由説明は不可欠である。手帳資格と11桁の因果関係。11桁登録に係る国民年金被保険者11桁記録の一切。」

国民年金手帳の記号番号は、記号4桁、番号6桁の10桁の数字で構成されている。

異議申立人が保有個人情報開示請求書に添付した文書に記載されている11桁の番号とは、特定市が発行した国民年金保険料納付通知書兼領収書に記載されていたものである。

当該番号のうち、冒頭の10桁は国民年金の記号4桁及び番号6桁であるが、末尾の1桁の番号については、処分庁としては承知していない。したがって、文書5は作成、保有していない。

- オ 文書6「昭和36年4月1日 国民年金保険制度施行にあたり、（当時）保険庁が発行した「国民年金手帳」特質な手帳の（種類）（種別）（制度）と因果関係の一切」

異議申立人は、異議申立人が主張する異質な国民年金手帳の種類、種別、制度に関する書類等の開示を求めているものと解されるが、上記アで述べたことと同様に、異議申立人に交付された国民年金手帳は当時の国民年金法施行規則に定める様式に沿ったものであり、異質な手帳ではないことから、文書6は作成、保有していない。

- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁から現行の日本年金機構文書管理細則の提示を受けて内容等を確認させたところ、諮問庁の説明のとおり、国民年金保険料免除申請書の保存期間は3年間であった。

また、上記(1)のとおり、諮問庁の説明は、当時の法令、通知等を確認した上でのものであり、処分庁の探索も不十分であったとはいえず、本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明には特段、不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

- (3) 以上のことから、処分庁において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、日本年金機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

文書 1

異質な国民年金手帳と資格認定，認可の因果関係

該当事項特定。それに係る年金記録している一切（個人情報判別できる）

文書 2

（保険庁）昭和 36 年 4 月 1 日 国民年金被保険者未納「ミ」記号
手帳と被保険者（未納）因果関係を示した記録の一切。

文書 3

昭和 41 年から昭和 48 年期間の免除記録。免除認定，認可の該当事項（要件）。記録した個人情報判別できる。手帳の因果関係を示した記録の一切。

文書 4

昭和 56 年 9 月から平成元年 6 月期間の内（82 ヶ月）国民年金以外の公的年金は「コ」記号であるべきものが「未加入，喪失」記録になっている。当該期間の社会保険事務所，被保険者記録，年金給付記録の一切。

文書 5

国民年金被保険者。記号 4 桁，番号 6 桁 記号番号 10 桁は基本（規定）である。11 桁は有り得ない。11 桁に登録している根拠は何か。
（現）年金機構は理由説明は不可欠である。
手帳資格と 11 桁の因果関係。11 桁登録に係る国民年金被保険者 11 桁記録の一切。

文書 6

昭和 36 年 4 月 1 日 国民年金保険制度施行にあたり，（当時）保険庁が発行した「国民年金手帳」特質な手帳の（種類）（種別）（制度）と因果関係の一切

（注）上記のアンダーラインは，原処分において開示された保有個人情報が記録された文書の該当部分である。